

平成 29 年 12 月 12 日招集

平成 29 年第 4 回燕市議会定例会議案

新潟県燕市

目 次

報告第 6 号	専決処分の報告について（平成29年度燕市一般会計補正予算（第5号）） （内容別冊）	1 頁
諮問第 3 号	人権擁護委員候補者の推薦について	2 頁
諮問第 4 号	人権擁護委員候補者の推薦について	3 頁
議案第 49 号	燕市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	4 頁
議案第 50 号	燕市農業委員会の委員の定数に関する条例の制定について	10 頁
議案第 51 号	燕市保育園条例の一部改正について	12 頁
議案第 52 号	燕市体育施設条例の一部改正について	14 頁
議案第 53 号	指定管理者の指定について（燕市障がい者地域生活支援センター）	16 頁
議案第 54 号	指定管理者の指定について（燕市吉田老人センター）	17 頁
議案第 55 号	指定管理者の指定について（燕市粟生津公民館 ほか1施設）	18 頁
議案第 56 号	指定管理者の指定について（燕市吉田北公民館 ほか1施設）	19 頁
議案第 57 号	平成29年度燕市一般会計補正予算（第6号）	別冊
議案第 58 号	平成29年度燕市一般会計補正予算（第7号）	別冊
議案第 59 号	平成29年度燕市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第 60 号	平成29年度燕市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第 61 号	平成29年度燕市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第 62 号	平成29年度燕市水道事業会計補正予算（第3号）	別冊

専決処分の報告について

平成29年度燕市一般会計補正予算（第5号）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別冊のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により承認を求める。

平成29年12月12日 提出

燕市長 鈴木 力

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

平成29年12月12日 提出

燕市長 鈴木 力

記

住 所	燕市分水文京町
氏 名	高 橋 耕 二

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

平成29年12月12日 提出

燕市長 鈴木 力

記

住 所	燕市溝古新
氏 名	古 谷 陽 子

燕市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

燕市職員の育児休業等に関する条例（平成18年燕市条例第41号）の一部を次のように改正するものとする。

平成29年12月12日 提出

燕市長 鈴木 力

記

燕市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

燕市職員の育児休業等に関する条例(平成18年燕市条例第41号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

(3) 燕市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成22年燕市条例第37号。以下「任期付職員条例」という。)第4条第3項の規定により任期为定めて採用された短時間勤務職員

(4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(ア) 任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

(イ) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6箇月に達する日(以下「1歳6箇月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあつては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

(ウ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員

イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が1歳に達する日(以下この号及び同条において「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休

業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条の2中「第6条の4第2項」を「第6条の4第1号」に、「里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者」を「養子縁組里親」に改める。

第2条の3を第2条の5とし、第2条の2の次に次の2条を加える。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日

(2) 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。) 当該子が1歳2箇月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項又は第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)

(3) 1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日

とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6箇月到達日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日(当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

- (1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6箇月到達日において地方等育児休業をしている場合
- (2) 当該子の1歳6箇月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

第3条第6号中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等(以下「保育所等」という。)における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加え、同条に次の2号を加える。

- (7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。
- (8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする事。

第4条中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第10条第7号中「別居したこと」の次に「、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第17条中「第16条」を「前条」に改める。

第20条中「育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員
- (2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(次条第1項において「再任用短時間勤務職員等」という。)を除く。)

ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員

第21条第1項中「正規の勤務時間」の次に「(非常勤職員(再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。))にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)」を加え、同条に次の1項を加える。

- 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

燕市農業委員会の委員の定数に関する条例の制定について

燕市農業委員会の委員の定数に関する条例を次のように制定するものとする。

平成 29 年 12 月 12 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

燕市農業委員会の委員の定数に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第2項の規定に基づき、燕市農業委員会の委員(以下「農業委員」という。)の定数を定めるものとする。

(農業委員の定数)

第2条 農業委員の定数は、29人とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年8月1日から施行する。

(燕市農業委員会の選挙による委員の定数条例の廃止)

2 燕市農業委員会の選挙による委員の定数条例(平成18年燕市条例第140号)は、廃止する。

燕市保育園条例の一部改正について

燕市保育園条例（平成18年燕市条例第106号）の一部を次のように改正するものとする。

平成29年12月12日 提出

燕市長 鈴木 力

記

燕市保育園条例の一部を改正する条例

燕市保育園条例(平成18年燕市条例第106号)の一部を次のように改正する。

第4条中「第56条第3項」を「第56条第2項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

燕市体育施設条例の一部改正について

燕市体育施設条例（平成18年燕市条例第96号）の一部を次のように改正するものとする。

平成29年12月12日 提出

燕市長 鈴木 力

記

燕市体育施設条例の一部を改正する条例

燕市体育施設条例(平成18年燕市条例第96号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

燕市四箇村ふれあい館	燕市溝37番地1
------------	----------

」を

「

燕市四箇村ふれあい館	燕市溝37番地1
燕北多目的武道場	燕市東太田1066番地6

」に

改める。

別表第2中

「

燕市四箇村ふれあい館	30分	全面	500円	
------------	-----	----	------	--

」を

「

燕市四箇村ふれあい館		30分	全面	500円	
燕北多目的武道場	多目的武道場	30分	1面	200円	

」に

改め、同表備考第3項に次の1号を加える。

(22) 燕北多目的武道場

附 則

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

平成 29 年 12 月 12 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

1. 施 設 名

- (1) 所在地 燕市道金 1 1 6 0 番地
- (2) 名 称 燕市障がい者地域生活支援センター

2. 指定管理者

- (1) 所在地 燕市吉田日之出町 1 番 1 号
- (2) 名 称 社会福祉法人 燕市社会福祉協議会
- (3) 代表者 会長 山 岡 重 雄

3. 指定の期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

平成 29 年 12 月 12 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

1. 施 設 名

(1) 所在地 燕市吉田本所 188 番地 3

(2) 名 称 燕市吉田老人センター

2. 指定管理者

(1) 所在地 燕市吉田日之出町 1 番 1 号

(2) 名 称 社会福祉法人 燕市社会福祉協議会

(3) 代表者 会長 山 岡 重 雄

3. 指定の期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

平成 29 年 12 月 12 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

1. 施 設 名

- (1) 所在地 燕市粟生津 6 2 3 番地 1
- (2) 名 称 燕市粟生津公民館・燕市粟生津体育センター

2. 指定管理者

- (1) 所在地 燕市粟生津 6 2 3 番地 1
- (2) 名 称 粟生津親栄会
- (3) 代表者 会長 荒 木 正 美

3. 指定の期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

平成 29 年 12 月 12 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

1. 施 設 名

(1) 所在地 燕市佐渡山 4 1 3 0 番地 1

(2) 名 称 燕市吉田北公民館・燕市吉田北体育センター

2. 指定管理者

(1) 所在地 燕市佐渡山 4 1 3 0 番地 1

(2) 名 称 吉田北友会

(3) 代表者 会長 頓 所 明 宏

3. 指定の期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで